

輪島市監査公表第18号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年11月22日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成29年11月16日（木） 輪島市立本郷公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

平成28年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、本郷公民館において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業補助金
- ・公民館体験合宿事業補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金

（所管課：生涯学習課）

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公民館は地域活動や住民連携の拠点であり、様々な行事を工夫して実施しているとの説明があった。公民館独自の取り組みとして、振替で学校が休日となった子ども達に居場所を提供し、防災教室などの様々な子ども教室を展開している。地域の憩いと交流の場として、地域住民の要望に応えた活動や子ども教室などの充実、高齢者の健康維持を目指し事業を推進することを今後とも期待したい。

○職員の配置が非常勤館長と嘱託主事（月18日勤務）の2名体制となっている公民館では、職員間で調整しながら様々な活動に取り組んでいる。組織運営上弾力性を欠いている面もあり、勤務体制については過度な負担とならないよう、組織体制の配慮について市当局も検討が必要と思われる。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。